

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

目次

社会福祉法人長野県社会福祉事業団.....	3
1.本部事務局事業計画書.....	3
〈長野ブロック〉事業計画書.....	6
2. 水内荘事業計画書.....	7
3. みのちグループホームセンター事業計画書.....	9
4. 歩楽里事業計画書.....	11
5. 八雲日和事業計画書.....	13
6. 小春日和事業計画書.....	15
7. 長野市地域活動支援センターこぶし事業計画書.....	17
〈松本ブロック〉事業計画書.....	19
8. 長野県信濃学園事業計画書.....	20
9. 長野県松本あさひ学園事業計画書.....	22
10. 松本ひよこ事業計画書.....	24
11. 松本圏域障がい者就業・生活支援センター事業計画書.....	26
12. 松本児童家庭支援センター事業計画書.....	27
〈上伊那ブロック〉事業計画書.....	29
13. ほっと上伊那事業計画書.....	30
14. 伊那ゆいま〜る事業計画書.....	32
15. ほっとジョイブ事業計画書.....	34
16. 辰野町障がい者就労支援センター事業計画書.....	37
17. 辰野町地域活動支援センター事業計画書.....	39
〈上伊那ブロック〉事業計画書.....	41
18. 長野県西駒郷事業計画書.....	42
19. 上伊那圏域障がい者総合支援センター事業計画書.....	45
20. 長野県障がい者福祉センター事業計画書.....	47
21. 泉平ハイツ事業計画書.....	50

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

基本方針

生産年齢人口の減少が叫ばれる今日、当事業団に限らず社会福祉業界全体の人材不足が深刻な課題となっている。その一方で、利用者の高齢化、重度化、ニーズの多様化が進んでおり、十分なサービス提供を持続することさえも危機的状況を迎えつつある。

また、建物や備品等の老朽化も進んでおり、財源の確保を考慮したうえで、修繕・更新を計画的に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、令和6年度には「長野県社会福祉事業団第4次中期構想（計画期間：令和4年度から令和8年度）」（以下「中期構想」という）の見直しを進めるとともに、内部監査室を再設置し、課題抽出と改善計画の立案を進めてきた。

令和7年度については、長野県社会福祉事業団の基本理念や経営方針を持続しつつも、特色ある新たな事業展開や効率的な運営体制への見直し等を図ります。

1.本部事務局事業計画書

1 法人および事業所の運営体制整備

（１）実情にあったブロック体制の見直し

- ・ 第4次中期構想で計画している「ブロック体制の見直し」について、各事業所の実情を踏まえ、エリア別、事業別のマトリクス組織として再編を検討します。

（２）経理事務職員の配置見直しやICT化による経理事務業務の効率化

- ・ 各事業所における経理事務職員の適正配置と見直しを検討するとともに、ICT化による経理事務業務の効率化を推進します。

（３）本部事務局および各事業所の組織体制及び業務分担の見直し

- ・ 本部事務局にグループ制（企画広報、人事、経理、修学資金等）を導入し、事務分担を明確化します。
- ・ 各ブロックの経理事務の効率を図るため、経理事務職員の担当者会議を継続するとともに、「事務センター」の設置を検討します。

2 関係機関からの要望への対応

（１）駒ヶ根市就労支援事業所の新規立ち上げ検討

- ・ 西駒郷宮田支援事業部の就労支援事業閉鎖が検討される中、駒ヶ根市から提案のあった土地を活用し、西駒郷利用者および上伊那圏域の就労を希望される方を対象とした就労支援事業所の新規立ち上げを検討します。

(2) 箕輪町の土地・建物の活用検討

- ・ 箕輪町から提案のあった土地・建物の活用について、上伊那圏域のニーズや事業団事業所の課題を踏まえたうえで検討します。

(3) 松本圏域就業・生活支援センターの運営体制検討

- ・ 福祉人材が不足する中、松本圏域就業・生活支援センターの運営体制について、職員配置を含め検討します。

3 松本ブロック指定管理事業所の次年度受託に伴う課題検討

- ・ 信濃学園および松本あさひ学園の次期指定管理の申請に向け、課題抽出のうえ要望をまとめ、仕様書の見直しや修繕計画の強化を含め、県に協議します。

4 松本ひよこの事業内容見直し検討

(1) 建物の老朽化や事業ニーズを含めた事業見直し検討

- ・ 松本ひよこの建物が老朽化する中、改めて松本圏域における事業ニーズを調査し、松本ひよこの提供すべきサービスを検討します。

(2) 波田しなのハイツ（重度障害者等包括支援事業）のあり方検討と見直し

- ・ 令和7年度内に重度障害者等包括支援事業を休止したうえで、運営上の課題・反省点等の洗い出しを行うとともに、類似事業所の調査結果や、松本圏域における事業ニーズをまとめ、波田しなのハイツおよび事業団における強度行動障がい者支援について、見直しを含めてあり方を検討します。

5 上伊那北部ブロックの事業体制の見直し

- ・ 同一圏域内における同一事業の分散体制のメリット・デメリットを踏まえ、見直しを含めてあり方を検討します

6 ほっとジョイブの短期入所の受入れ

- ・ 設備環境の整備や職員配置の見直しを進め、短期入所事業の段階的に再開します。

7 強度行動障がい者支援への取組

(1) 強度行動障がい者支援の取組強化

- ・ 西駒郷のすずらん棟における強度行動障がい者の受入にあたり、その入退所に関わる県・市町村の役割について提案し、円滑な仕組みの構築や運用に協力します。

(2) 支援体制の強化

- ・ 西駒郷のすずらん棟における取組を軸に、これまでの長期派遣研修の成果として、法人研修や訪問指導を行い、各事業所をあげて強度行動障がい者の支援体制を強化します。

8 広報活動の強化

(1) ホームページ刷新、動画公開、広報誌再開

- ・ ホームページを刷新（動画含む）するとともに、広報誌の発行を再開し、外部広報、内部広報の充実を図ります。

(2) 職員採用活動の強化（ラジオ番組制作、ブランディング）

- ・ 広報活動アドバイザーの協力を得ながら、学校訪問を継続するとともに、ラジオ番組やパンフレットの制作等、ブランディングを意識した職員採用活動を進めます。

9 人材の確保・育成と活用

- ・ 人材の確保・育成と活用について、以下8項目を重点に実施します。

①キャリアパスに基づく研修の実施

②ターゲット別職員採用計画の立案や定年延長の検討

③ラジオ番組やパンフレットの制作等、ブランディングを意識した職員採用活動の強化（再掲）

④ワークライフバランスを加味した働く環境の整備

⑤障害福祉サービス事業所等における指導員の活用（運動・レクリエーション）

⑥ザワメキサポートセンターと事業所間の連携による文化芸術活動の充実

⑦事業団実務論文集の発行に向けた応募の再開と推奨

⑧職員の負担軽減のためのカスタマーハラスメント対応マニュアルの作成

10 「地域連携推進会議」の開催による風通しのよい事業所運営

- ・ 令和7年度から入所施設およびグループホームで必須となった「地域連携推進会議」の開催を行い、風通しの良い事業所運営を進めます。

11 ICT・DXの導入推進

- ・ 新たな勤怠システムおよびグループウェアの導入、人事システムの見直し等、ICT・DXの導入を推進し、業務の効率化を図ります。（再掲）

〈長野ブロック〉事業計画書

1 ブロック運営方針

児童期から成人期まで、その人のニーズに応じた切れ目のない支援を提供します。

2 サービス業務

(1) ブロック共通

利用者のより適正な生活・活動の場所の提供を目的とした「よりよい生活・活動の場検討委員会」を随時開催します。

(2) 内容と参加事業所は以下のとおりです。

◎全体会 長野ブロック 6 事業所

◎生活介護チーム

水内荘 みのち GH センター 八雲日和 こぶし

◎就労継続支援 B 型チーム(就 B チーム)

小春日和 八雲日和

3 管理業務

(1) ブロック共通

◎ブロック代表者会議を毎月実施します。

◎虐待防止・身体拘束適正化検討委員会を 2 ヶ月に 1 回、ブロック代表者会議の後に開催します。必要に応じて同委員会内で動画視聴による研修を行います。

また、新型コロナウイルス集団感染が起きた際には、長野ブロック全体で感染症対策委員会を必要に応じて開催します。

2. 水内荘事業計画書

1 事業方針

- ・事業団第4次中期構想に則って、事業所運営を進めます。
- ・利用者ファーストと職員ファーストを両立し、支援力の向上と職員の職場定着を図ります。
- ・法人内外の施設・事業所との交流研修等、積極的に行い職員の専門性向上を図ります。
《重》
- ・長野ブロックとして『利用者のよりよい生活・活動の場検討委員会』の活動を継続します。《重》

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
	事業名	定員	現員 *1				年度 末目 標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	施設入所支援	40	40				40	28		7	3	35
(2)	生活介護	60	62	40	21	1	62					
(3)	短期入所	6	6				10					
		106	108				112					

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

（1）施設入所支援事業

- ・長野ブロック全体で『利用者のよりよい生活・活動の場検討委員会』の活動を継続します。
- ・外部の専門家として理学療法士（PT）・言語聴覚士（ST）に加え新たに作業療法士（OT）の訪問による助言・指導を受け、支援に活用します。

（2）生活介護事業

- ・地元高等専修学校との共同作業で、紙芝居を制作中です。完成後、所内・地域等で発表する予定です。
- ・厨房業者によるイベント食、みのちカフェ、各種キッチンカーへ来所依頼等、食べる楽しみを通じて生活のうらおいや張り合いを演出します。
- ・専門業者による学習教材を通所の日中活動に導入しています。利用者の学ぶ機会の提供を継続します。
- ・日中活動や余暇活動支援の充実を目的に指導員（支援員兼務）を配置し、サンアップルと連携しながら運動・レクリエーションの充実を図ります《新》

（3）短期入所事業

- ・コロナ後、安定して利用していただいています。定期的な利用者に加えて、新規の利用も積極的に受け入れます。

（4）相談支援事業

- ・休止中です。

(5) その他

- ・コロナ後『みのち祭り』を2年間継続して実施しました(平日に実施)。出し物や規模、来客範囲等を検討し実施し、コロナ前に行っていた『泉水祭り』に代わる施設のお祭りとして継続と定着を図ります。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・令和7年度からの必須事業である『地域連携推進会議』を開催し、より地域に開かれた施設を目指します。《新》
- ・法人内外の施設に1週間程度職員の研修派遣を継続します。また、法人内外からの職員研修を積極的に受け入れます。
- ・北信地域の複数の法人の共催で『ジョイント研修会』を実施し、質の高い研修機会の確保と、法人間のネットワーク強化を図ります。《新》
- ・広大な敷地の草刈り・樹木の剪定等環境美化に努め、施設周りの景観を維持します。
- ・長野ブロック6事業所で第三者評価を受審します。
- ・水内荘ホームページに、行事等の短時間動画をアップします。現在、文章と写真が中心のホームページに動画をアップすることで、情報発信を強化するとともに就職活動者等へ水内荘の魅力をアピールします。《新》
- ・ブロックをこえて、『長野市内』の事業所(事務局も含め)間で事務担当者連絡会議を開催しています(R6年度から)。新たに看護師の連絡会議を行い、業種間連携強化を図ります。《新》

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・学生に福祉の仕事に興味をもち、地域住民等には現在の水内荘の様子を知る機会の提供を目的とした『昼食付き水内荘体験会』を継続実施します。
- ・地元中学校・高等専修学校の生徒と授業等を通じた交流を年間通して行います。
- ・豊野地区住民自治協議会や豊野公民館主催の行事やイベントに職員を派遣し、運営に協力します。利用者也参加したり作品を展示発表することで地域との交流を促進します。
- ・豊野区・泉平ハイツ・水内荘の三者で共同防災訓練を年1回実施します。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・利用者のニーズ多様化に対応するため、居室1部屋を強度行動障害者むけに改修工事を実施します。
- ・厨房設備が老朽化し衛生面や安全面の不安を解消するため、給排水の配管等水回り・床や壁面等の改修工事を行います。

3. みのちグループホームセンター事業計画書

- 1 事業方針
- ・事業団第4次中期構想に沿って、事業所運営を進めます。
 - ・高齢利用者へのゆとりのある生活支援と自閉スペクトラム症の特性のある利用者への支援に取り組みます。
 - ・事務業務DX化の検討と効率化に向けた取り組みを進めます。
 - ・老朽化ホームの閉鎖統合への検討と体制作りを進めます。
 - ・修繕箇所のあるホームの計画的修繕を実施します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*1				
	事業名	定員	現員	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末目 標数	支援員		その他		合計
								配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	共同生活援助	47	44				43	38	1	1	1	39

*1 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 医療機関との連携

- ・協力医との連携を図り利用者の健康維持のため、医師による往診や定期受診を継続実施し病気の早期発見に繋がるよう支援します。

(2) 障がい者の年齢・特性に配慮した支援

- ・高齢利用者の趣味・嗜好に合わせた生活を提供できるよう検討支援します。《重》
- ・自閉スペクトラム症の利用者の特性の合わせ支援方法を見直し、自らの意思決定ができるよう関わり方を考え支援します《重》
- ・利用者の高齢化や障がいの重度化に伴う身体面の変化等に対応するため、長野ブロック全体で「利用者のよりよい生活の場・活動の場検討委員会」の活動を前年度から継続して行います。また、高齢障がい者の受け入れをしている障害福祉サービスの入所施設や介護保険事業所等との連携を強化します。
- ・世話人の資質向上を目的とし、世話人研修を3回実施します。

(3) 余暇活動支援

- ・感染症対策を徹底しながら利用者の年齢、障害特性に沿って外出支援や手芸等の余暇活動支援を行います。

(4) ICTツールの活用

- ・ホームのWeb環境を整えホーム見守りカメラの設置や事務業務の負担軽減のためのツール導入について、2ホームを目途に検討し試験的に実施します。《新》

(5) 感染症対策

- ・毎日の健康観察、標準予防策・換気・清掃を徹底します。
- ・年3回の世話人会議時に救命講習とガウンテクニック講習を継続します。

- ・ホーム訪問会議の実施時に 119 番通報の訓練を行い、緊急の対応に備えます。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・支援内容に応じた加算申請と請求を行い、堅実な収入確保に努めます。
- ・「虐待防止委員会」「身体拘束適正化検討委員会」を定期的に開催し、権利擁護意識の一層の向上を図り、虐待ゼロを目指します。
- ・BCPに基づき、災害及び感染症への対応の強化並びに安定した施設運営に努めます。
- ・南郷の家の老朽化に伴う閉鎖について利用者の転居調整ができ次第実施します。その際には令和元年の台風 19 号での被災時に、国からの補助金により購入した給湯器の償還期間内であることから、長野市と閉鎖にあたって協議し時期を調整します。《重》
- ・専門機関による第三者評価を受審します。
- ・建物の老朽化に伴う修繕や物価高騰に対応するため、法人内で検討し、家賃、日用品費等の「利用者負担額」の見直しをおこないます。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・地元商店を積極的に活用し、地域活性化の一翼を担います。

(3) 修繕、改修予定（100 万円以上）

- ・りんごの木 屋根修繕 150 万円 《新》

4. 歩楽里事業計画書

1 事業方針

- ・第4次中期構想に沿って、事業運営を行います。
- ・放課後等デイサービスの個室をリラックススペースとして活用し、利用者が安心できる環境を整備します。また、活動部屋の整備を進め、利用者が主体的に行動しやすい環境づくりを目指します。
- ・研修参加と伝達研修で知識を共有し、支援の質を向上させます。
- ・児童センターとの交流を通じ、同世代との触れ合いを促し、社会性と地域連携を深めます。
- ・相談支援専門員の専門性向上と主任相談支援専門員の配置による体制強化で、支援の質向上と運営の安定化を目指します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度 末目 標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	指定相談支援事業		240				240	17	1	2	2	19
(2)	放課後等デイサービス	10	25			25						
(3)	基準該当事業		16			16	16					
(4)	地域生活支援事業		55			55	55					
(5)	長野市障害者相談支援											

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

（1）指定相談支援事業（指定特定相談・指定障害児相談支援）

- ・相談支援専門員の専門研修や事例検討を通じて専門性を強化します。また、主任相談支援専門員配置加算を取得し、体制整備を進めることで、支援の質の向上と運営の安定化を目指します。《重》
- ・機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)の体制を維持しながら、相談支援を実施していきます。
- ・相談者が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、ご本人の心身の状況や環境、そして意向を十分に考慮した上で、関係者と協力してサービス等利用計画を作成します。また、その計画に基づいて障害福祉サービスを確実に提供できるよう、連絡や調整を行います。

（2）放課後等デイサービス事業

- ・令和6年度の報酬改定により、5つの領域（1.健康・生活、2.運動・感覚、3.認知・行動、4.言語・コミュニケーション、5.人間関係・社会性）すべてを網羅した療育の実施が義務付けられているため、それに沿った支援を行い、1日10名の利用受け入れを目指します。
- ・アンサーブザーやコミュニケーションアプリの導入により、自己表現の手段を拡大し、知育玩具や特殊食器を活用して生活スキルや身体機能の向上を支援します。《新》

- ・特別支援学校の長期休暇中に活動型ボランティアを導入し、支援体制の充実と利用者の社会経験の幅を広げることを目指します。コロナ禍以降、ボランティア受け入れや地域交流の機会が減少している現状を踏まえ、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、地域との連携を強化し、利用者が多様な学習や体験を通じて成長できる環境を整備します。《新》

(3) 基準該当事業(居宅介護・行動援護・重度訪問介護)

- ・利用者のニーズに合わせた情報を提供し、利用者が自らの意思で選択できるよう配慮した丁寧な支援を行います。

(4) 地域生活支援(移動支援・タイムケア・長野市障害児自立サポート)

- ・利用者やご家族のニーズに応えるため、一人ひとりの希望や状況に合わせた活動を提供します。また、必要に応じて活動内容を見直しながら、満足度の高い支援を目指します。

(5) 長野市障害者相談支援業務

- ・「長野市北部障害者相談支援センター」へ引き続き専門員1名を出向します。
- ・「長野市障害ふくしネット」などを活用し、長野市の相談支援体制整備に向けて関係機関と連携を進めます。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・利用者が安心して主体的に行動できる活動環境を整備し、障害特性に応じた支援の充実を図ります。具体的には、既存の個室をリラックススペースとして整備し、情緒の安定を図るとともに、活動部屋の環境を改善して主体的な行動を促す空間を提供します。《新》
- ・研修への参加と伝達研修を通じて職員全体で知識を共有し、支援の質の向上を目指します。現在、スタッフのスキル不足(支援力・専門知識・連携・危機管理など)が課題となっていますが、欠員が続き、研修派遣が難しい状況です。この課題に対応するため、研修で得た知識やスキルを伝達研修を活用して全職員に共有し、職場全体の支援力を強化します。
- ・専門機関による第三者評価を受審します

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・児童センターとの交流を通じて、子どもたちが地域の同世代と触れ合う機会を提供し、社会性の向上や地域連携の強化を図ることで、利用者の社会経験の幅を広げる取り組みを推進します。《新》

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・なし

5. 八雲日和事業計画書

1 事業方針

- ・第4次中期構想に沿って、事業運営を行います。
- ・活動内容を充実させるとともに広報活動の強化を行い、利用者に選ばれる事業所を目指します
- ・行動障害のある利用者に適切に対応するため、外部研修や先進施設での研修に積極的に参加し、支援スキルの向上を図ります。
- ・製麺及びおやき作り技術の継承を図り、安定的な製造体制を構築し、目標工賃達成を目指します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度 末目 標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	生活介護事業	20	13	1	6	6	14	14	1	3	3	17
(2)	就労継続支援B型事業	20	19	0	10	9	20					

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

（1）生活介護事業

- ・日常の散歩に加え、サンアップルの出張スポーツ教室や季節に応じたドライブ外出、おたのしみ会などを、安全に配慮しながら計画的に実施します。
- ・強度行動障害を持つ利用者が全体の約7割を占める状況を踏まえ、支援力の向上が求められています。そのため、外部研修や先進施設での研修に積極的に参加し、具体的な支援スキルの習得を進めることで、利用者が安心して穏やかに活動できる環境を整えます。《重》
- ・看護師による健康相談や理学療法士による体幹などの機能評価を引き続き実施し、利用者の疾病の早期発見や身体機能の維持に努めます。これにより、健康状態の悪化を未然に防ぎます。また、定期的な評価結果を基に個別支援計画を見直し、利用者一人ひとりにより適した支援を提供することで、QOLの向上を図ります。

（2）就労継続支援B型事業

- ・利用者が描いたイラストを取り入れたバンダナやメモ帳などの商品を、当法人が受託して運営する「ザワメキサポートセンター（長野県障がい者芸術文化活動支援センター）」と連携して、企画・販売します。これにより、工賃の向上を図るとともに、利用者のモチベーションアップや事業所のアピールにつなげます。《新》
- ・小春日和との職員交換研修を実施し、スキル向上や視野拡大、職員間の交流促進を図ります。この取り組みを通じて、双方の事業所を活性化し、支援の質を高めるとともに、小春日和との協力体制について検討します。《新》
- ・目標平均工賃3万円以上を目指します。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・ホームページを毎月更新し、地域の方に当事業所の取り組みを広く知ってもらい、新規利用者の確保や職員採用促進につなげます。《重》
- ・SNS（Instagram など）を活用して、日常の活動や季節商品の情報を月1回以上発信し、事業所の魅力を広く伝えることで、認知度の向上と販促を目指します。定期的な情報発信を通じて、地域とのつながりを深め、事業所の魅力を効果的にアピールします。《新》
- ・専門機関による第三者評価を受審します。
- ・AED を用いた救急救命講習を年4回実施し、不測の事態に迅速に対応できるよう、職員の救命スキル向上を図ります。繰り返し講習を行うことで、誰もが不測の事態に適切かつ迅速に対応できるようにします。
- ・生活介護事業と就労継続支援B型事業の建物が別々である現状を踏まえ、多機能型事業所としての継続が適切かどうか、本年度中に検証します。《重》

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・地域のイベントに積極的に参加し、うどんやおやきの販売を通じて地域との交流を深めていきます。
- ・「八雲縁日」を開催し、地元の子供から高齢者からまで幅広い世代が楽しめるイベントとして、地域活性化に貢献します。

(3) 修繕、改修予定（100万円以上）

- ・なし

6. 小春日和事業計画書

1 事業方針

- ・事業団第4次中期構想に沿って、事業運営を進めます。
- ・八雲日和「うどん・おやき工房さくら」との協力体制が構築できるよう、職員の交換研修と合同研修を実施します。《重》
- ・就労移行支援か就労継続支援B型かの所属は問わず、一般就労を希望する利用者に対しては、就職を目指す環境を整えて支援します。また、作業の充実を図り、工賃アップを目指します。
- ・事業所の認知度を上げ、地域の方々のニーズに答えられる施設になるよう努めます。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度 末目標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	就労移行支援事業	6	6			6	5	10	—	1	—	11
(2)	就労継続支援B型事業	14	22	1	2	19	20					
(3)	就労定着支援事業	—	4			4	5					

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

（1）就労移行支援事業

- ・一般就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練から職場定着までの幅広い支援をおこない、就労移行から1人以上が一般企業に就職できるよう支援します。

（2）就労継続支援B型事業

- ・従来おこなっていた高齢者施設の清掃やえのき工場での作業、農福連携作業、厨房作業などを継続的におこなうと同時に、新規の受託作業を積極的に取り入れながら、平均工賃15,500円以上にします。
- ・就労継続支援B型から一般企業への就職を目指す利用者に対して、積極的に就労支援をおこない、就労継続支援B型からも1人以上一般就労ができるよう支援します。
- ・惣菜のテイクアウト事業『そうざいDAY』（月1回）やイベント『ジャズ日和』（年2回）を継続して実施し、施設の認知度が上がるよう地域にPRします。

（3）就労定着支援事業

- ・利用している4人全員が就労継続できるよう必要に応じて訪問の頻度を増やします。また、利用者だけに留まらず企業の現場担当者等に対しても障害の理解を深めていただけるよう情報や知識の提供を積極的におこない、企業側からの相談等にも素早く対応できるよう支援内容を充実させます。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・就労移行支援、就労継続支援B型ともに利用率が安定するよう、各特別支援学校や関係機関との関わりを密にし、相談・連絡をとりながら定員の空き状況に応じて施設利用を働きかけていきます。また、八雲日和『うどん・おやき工房さくら』への紹介を積極的におこないます。
- ・小春日和と八雲日和『うどん・おやき工房さくら』それぞれが特色ある魅力的な事業所づくりを目指し協力体制が整えられるよう、職員の交換研修と合同研修を実施します。《重》
- ・新設される『就労選択支援』について、情報収集しながら研修会へ積極的に参加し、実施に向けて検討します。《新》
- ・「虐待防止委員会」「身体拘束適正化検討委員会」を定期的 to開催し、全職員の権利擁護意識の向上を図ります。
- ・専門機関による第三者評価を受審します。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・地域包括支援センター等から依頼のあった地域の高齢者宅への弁当配達（約2,000個／年）を引き続きおこない、以前体調不良者の発見にもつながったことから、安否確認を継続します。

(3) 修繕、改修予定（100万円以上）

- ・なし

7. 長野市地域活動支援センターこぶし事業計画書

1 事業方針

- ・事業団第4次中期構想に沿って、事業所運営を進めます。
- ・毎日利用者が10名程度利用するように利用希望者を募ります。
- ・利用者の生きがいとなる創作活動や健康維持に繋がる活動を提供します。
- ・業務の効率化を図るためWi-Fi環境を整えます。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度 末目標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	地域活動支援センター	15	12		5	7	15	3		2	2	5

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

地域活動支援センター事業

- ・利用者の生きがいにつながるような各種の創作活動や身体機能の維持につながるようなスポーツ活動等を積極的に取り入れることで利用者に社会参加を実感してもらえるようにします。
《重》
- ・四季を意識した外出企画やサンアップルの定期的な利用等できるだけ外出の機会を多く設けることで利用者が楽しむ機会を増やします。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・長野市の協力も得ながら豊野町内の関係団体（自治協・民協・ぬくぬく亭・歩楽里等）に「長野市地域活動支援センター」のパンフや「こぶしだより」等を活用し積極的に情報発信して「こぶし」の存在を知ってもらいながら利用希望者を募ります。《重》
- ・見学をはじめ体験希望者の受け入れを積極的に進めます。《重》
- ・新型コロナやインフルエンザ等の感染症対策については、引き続き予防対策を徹底し、利用者の安心安全に最大限配慮します。
- ・パソコンを円滑に操作し、効率的な事務作業並びにホームページの更新等を図ります。
- ・「かがやきひろば豊野」の指定管理者（豊野町自治協）と協力して事業運営を進めます。とりわけ災害や感染症等への対策や対応については情報共有に努めるとともに定期的に防災訓練（年2回の火災想定訓練）を行います。
- ・長野ブロックの「虐待防止委員会」や「身体拘束適正化検討委員会」の主導に基づいて職員会議等を通じて日頃の業務について振り返るとともに、長野市等の外部研修にも積極的に参加して人権意識を高めます。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・豊野町の「とよの秋祭り」やサンアップルの「文化芸術祭」等に利用者の作品を展示して地域住民との交流を積極的に行い、「こぶし」や障がい者に対する理解を深めます。
- ・「かがやき広場」の指定管理者(豊野町自治協)と協力して日々の共有スペース(二階フロア・トイレ)の清掃や建物周辺的环境整備(除雪等)を行います。

(3) 修繕、改修予定等

- ・今後の地域活動支援センター「こぶし」の在り方について、長年の懸案事項の「かがやき広場とよの」の1階への移転をはじめ長野市の担当課と協議して本年度中に方針を示します。《重
》

〈松本ブロック〉事業計画書

1 ブロック運営方針

多種多様なサービス提供事業所の持っている利点を生かしたブロック運営を行います。

2 サービス業務

(1) ブロック共通

多種多様なサービス提供事業所のあるブロックの強みを活かし、ライフステージに必要な資源をブロック内で効果的に活用し、児童から大人までの利用者に活かしていきます。(生活介護・就労事業所見学体験・グループホーム見学・福祉的就労の勉強会など)

(2) 心理職の活用

年に2回程度「心理士業務連絡会」を行い、各事業所の心理士が現状報告及びそれぞれ抱えている課題(業務遂行、困難児童対応等支援に係ること)を共有することで心理職としてのスキルアップを図ります。

3 管理業務

(1) ブロック内交換研修を実施することで、他事業所の取り組みや支援方法を学びスキルアップに繋がります。(年2回、各事業所2名程度)

(2) ブロック内研修の実施をします。

1回目：令和7年7月1日 内容：虐待防止・権利擁護

2回目：令和7年11月4日 内容：メンタルヘルス

8. 長野県信濃学園事業計画書

1 事業方針

- ・第3期指定管理者事業計画及び事業団第4次中期構想に沿って事業運営を進めます。
- ・県内唯一の福祉型入所施設として、こどものウェルビーイングを保障するため、地域の困り感に寄り添い地域の社会資源の一翼を担っていきます。
- ・こどもの発達段階に合わせた支援を組み立て、地域社会での生活に向けた支援を行い、スムーズな地域移行に結びつくために関係者（行政・教育等）と協働します。
- ・施設の老朽化（建て替えを含む全面改修）・小規模ユニット化等の課題解決に向けて、県と認識を共有し、協議を進めます。
- ・法人の方向性として、次期指定管理（令和8年度～）の受託に向けた要望をまとめ、県との協議を進めます。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*1				
受託	事業名	定員	現員	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末目 標数	支援員*3		その他*4		合計
								配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	施設入所支援(児童)	30	27				28	36		6		42
(2)	短期入所支援(空床)											
(3)	日中一時支援											

*1 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

- ・「さわやか宣言 21」（信濃学園職員行動指針）を基本として、権利擁護の観点から施設入所支援に当たります。
- (1) 施設入所支援（児童）
 - ・ケアマネジメント手法にのっとり、1カ月単位のスモールステップ目標や年2回の個別支援計画を作成し、一人一人のニーズや今後の目指す方向性に沿った支援を提供します。
 - ・15歳以上の利用者には地域移行計画を作成し、成長過程の節目に関係機関等と目指す方向性の共有を図ることでスムーズな地域移行を目指します。
 - ・利用者の自立・地域生活者の視点を持ちチーム支援により支援の充実を図ります。
 - ・地域支援の視点から定員数は現状を維持し、在籍人数を28人として短期入所・日中一時利用、緊急時の受入れ等を行います。《新》
- (2) 短期入所支援（空床）
 - ・地域生活の継続を支援するために、学園の持つセーフティネット機能を提供し、地域の支援者・関係機関と連携し、利用者及びご家族が安心して生活できる地域づくりの一翼を担います。
- (3) 日中一時支援
 - ・ご家族の負担軽減を図るために、市町村の委託を受け利用者の日中における活動・居場所を

提供し支援します。

4 管理業務

(1) 施設運営

(ア) 提供するサービスの向上

- ・生活環境を整備することで、ライフステージにあった支援の提供を目指します。
- ・愛着障がい・行動障がい・意思決定支援等の研修等へ積極的参加を推進し、職員の支援力向上を図るとともに、公開講座等を活用し、地域に還元できることを念頭に研修の実践・検証の場を作ります。

(イ) 利用者の望む暮らしの充実

a 意思決定支援

- ・高等部生を主に、ケア会議等への参加を関係者に働きかけることで、本人の意思決定支援（選ぶ・決める・表出する）を支援します。《新》

(ウ) 災害対応・感染症対策

- ・事業継続計画（BCP）の研修・訓練を各年2回実施します。

(エ) 業務の効率化

- ・ICTの活用により、情報共有しやすい環境づくりを行うことで業務の効率化を図り人材の定着に繋がります。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

実施事業名	地域療育支援事業（こまくさ教室）
事業内容	在宅障がい児及びそのご家族への療育支援の場として、「こまくさ教室」を開催し、専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活などの相談に応じるとともに、年1回公開講座を開催します。
効果	学園が持つ機能を地域療育及び地域福祉等に活かします。また、公開講座を開催することにより、ご家族及び地域療育に関わる支援者のスキルアップが図られ、ご家族・地域の支援力が向上します。
費用等	（こまくさ教室 10万円 ・ 公開講座 10万円 ）

- ・防災懇談会等を通じ、地域住民との関係の信頼性を深め、災害時等に地域住民・関係機関と協力体制を取ることが出来る関係づくりを行います。

(3) 修繕、改修予定（100万円以上）

- ・信濃学園の管理運営に関する協定書に基づき修繕を進めるとともに、次期指定管理の申請を踏まえた改修計画をまとめ、県に要望します。

9. 長野県松本あさひ学園事業計画書

1 事業方針

県内唯一の心理治療施設として、「自分らしく、みんなと共に」の運営理念の下、児童が安心・安全を感じられる環境づくりを行うと共に、主体性を育む個別のニーズに応じた治療・支援の提供に努めます。

①児童の人権尊重の視点を基底とし、子を大切にしたいケアの実践、②生活・心理・医療・教育の総合的な治療支援体系の確立、③児童相談所、学校、地域福祉関係機関等の関係機関と連携し、入所中及び退所後の児童・家族の支援の充実、④外部機関によるサービス評価や苦情解決機関の活用等による、開かれた施設運営、⑤職員一人ひとりが意識し、効率的で効果的な施設運営。⑥法人の方向性として、次期指定管理（令和8年度～）の受託に向けた要望をまとめ、県との協議。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*1				
受託	事業名	定員	現員	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末目 標数	支援員		その他		合計
								配 置	内 兼 務	配 置	内 兼 務	
(1)	児童心理治療(入所)	30	6				8	25		6		31
(2)	児童心理治療(通所)	5	7				10					

*1 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 治療・支援に関わる業務

(1) 治療・支援の質の向上

ア 安心、安全な暮らしの構築

- ・令和6年度に県外7か所の同種施設の視察研修を実施しました。児童の安心、安全に寄与する内容を精査し、研修の知見を学園の支援に取り入れます。
- ・児童相談所はじめ関係機関と連携、生活、心理、医療、教育の各分野のアセスメントを実施することで、個々の児童の特性に合わせた総合的な治療支援を展開します。
- ・上記の上、施設に期待される役割を果たすため、入所を再開します。
- ・アフターケアは家庭支援専門相談員を中心に、家族のニーズに応じた地域の支援体制の構築、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画等により、退所児童が地域で安定した生活が送れるようなケアを展開します。

イ 安全に配慮した施設運営

- ・月に1回の児童からの聴き取り、「目指すべき職員像」の確認、職員研修などを通じて、被措置児童虐待が生じない施設運営を維持します。
- ・施設運営の再混乱を防ぎ、安全で安心できる生活を提供するため、入所児童の質の変化、施設設備の現状等を考慮した上で、適正な定員、必要な職員配置などを県と協議します。職員配置については夜勤体制も含めて検討します。
- ・新規入所受入れに当たっては慎重にアセスメントを実施し、目指すべき治療の到達点、退所後の

ゴールの明確化を図ります。

- ・上記を達成するため、「松本あさひ学園連絡会」「入所調整会議」等を通じて、県担当課、児童相談所等関係機関と連携していきます。
- ・災害時にはあさひ学園での避難を原則とし、BCPに沿った対応に努めます。
- ・新型コロナ等感染症対策については、社会情勢、学校教育との兼ね合いを考慮しながら感染防止にあたります。また、気候変動に伴う熱中症対策に努めます。

(2) 充実した生活の保障と地域との連携

・学校教育

松本市立岡田小学校・同女鳥羽中学校あさひ分校に通学し、教育場面を通じて学習に取り組む姿勢を身につけ、集団活動の中で自信を回復できるよう学校教職員と連携します。

・地域貢献活動

社会体験の幅を広げ、地域住民と交流することを目的に「あさひ太鼓」による地域貢献活動に積極的に取り組みます。

・実習生の受入れ、児童福祉施設連盟活動への参画

保育士養成校から要請があった場合、実習生の受入れに協力します。また、長野県児童福祉施設連盟の構成員として、会の活動に積極的に参画します。

4 管理業務

(1) 人事管理

・職員のキャリアパスに関する計画

事業団、全国児童心理治療施設協議会等の研修に参加するとともに、学園独自の内部研修等を計画的に実施し、職員の資質向上に努めます。他施設の研修計画を参考にしながら体系だった研修を検討します。

(2) 経営管理

・外部評価の積極的な活用

県包括外部監査（不定期）や学園独自の「松本あさひ学園福祉サービス評価委員会」（毎年）による外部評価をもとに、施設運営の透明化と質の向上に努めます。

(3) 効率的運営

・職員は治療支援の向上を図りつつ、税金を原資として施設が運営されていることを自覚し、ランニングコストの縮減を意識します。

・給食は外部委託する中で、効率的で効果的かつ上質な食事の提供を行います。

・令和7年度から後期計画が始まる長野県社会的養育推進計画にそった施設運営を行い、施設に求められる役割を遂行します。

(4) 修繕、改修予定（100万円以上）

・なし

10. 松本ひよこ事業計画書

1 事業方針

- ・事業団第4次中期構想に沿って事業所運営を進めます。
- ・利用者の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。
- ・利用者一人ひとりのニーズと適正に応じた良質で多様なサービスを提供します。
- ・効率的で効果的な経営を目指します。
- ・地域の強度行動障がい者について、調査、検証を行います。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末日 標数	支援員		その他		合計
								配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	生活介護事業	26	22		17	5	26	32		3		35
(2)	就労継続支援B型事業	13	13		2	11	13					
(3)	共同生活援助事業	23	20				18					
(4)	重度障害者等包括支援事業	5	2				0					
(5)	特定・一般・障害児相談	—	—									

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 生活介護事業

- ・前年度実施したアセスメントから得られた特性を基にグループを編成し、活動をグループ単位や個人単位で実施し活動の幅を広げます。また、空間の個別化を図ることで利用者相互の干渉を減らし、活動に集中できるよう環境設定を行います。《重》
- ・ボランティアの受け入れを行い活動の幅を広げ、施設内の風通しを図り虐待防止に繋がります。《重》

(2) 就労継続支援B型事業

- ・就労アセスメントを活用し、個々の働く意欲・働く力の向上を目指します。本年度は利用4名のアセスメントを行い、個々のストレングスを活かした取り組みに繋がります。《新》
- ・平均工賃17,000円を目指し、セルフ・しえるばと連携し新作業種の導入を図ります。

(3) 共同生活援助事業

- ・利用者が安心、安全に暮らせるよう、世話人の支援統一を図るための業務マニュアルの作成、試行、再検討、本施行をし、マニュアルに沿った支援が提供できているか確認する機会を定期的に設け支援に差が生じないようにします。《重》
- ・利用者の高齢化・重度化に対応する支援技術の向上に向け、外部講師による研修を年3回行います。

(4) 重度包括支援事業（強度行動障がい者支援）

- ・波田しなのハイツ休止後、再開に向けての検討、運営上の課題・反省点等の洗い出しをしたうえで、強度行動障害者を積極的に受け入れている法人や事業所の視察を行い、関係機関とも連携しまとめた内容を経営委員会に伝えと共第5次中期構想へ繋げます。《重》

(5) 相談支援事業

- ・外部事業者に移すことで事業所内の風通しを図り、日中活動の充実と兼務職員の負担を減らします。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・前年度導入した勤怠システムの評価を行い、事業団として運用する際の課題と効率的な運用方法を提案します。《重》
- ・圏域内の養護学校と作業内容等を共有するとともに、保護者等に向けた事業紹介の場を設定し、利用者確保に取り組みます。
- ・年2回第三者委員会を開催し、利用者、職員との懇談を行い聞かれた意見を周知し事業所運営に生かします。
- ・本年度から義務化された地域連携推進会議を開催し運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴き透明性を高め、質の確保に努めます。《新》
- ・高齢化や重度化に対応するため、嘱託医による健康診断の実施、日頃の健康管理は、看護師を中心に協力医と連携して行います。
- ・グループホームの建物の老朽化に伴う修繕や物価高騰に対応するため、法人内で検討し、家賃、日用品費等の「利用者負担額」の見直しをおこないます。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・地域や大学等のボランティアサークルと連携し、ボランティアの受け入れをし、社会との交流の機会を提供します。また、障がい理解の促進に努めるとともに施設内の風通しを図り虐待防止に繋げます。
- ・生活介護利用者が散歩時に出かける際は、周辺のゴミ拾いを実施し、地域貢献と環境美化に努めます。

(3) 修繕、改修予定（100万円以上）

- ・なし

1 1. 松本圏域障がい者就業・生活支援センター事業計画書

1 事業方針

- ・障がい者の雇用の安定と拡大に向けた支援を行います。
- ・職員の支援力向上に努めます。
- ・利用しやすい、働きやすい事業所づくりを行います。
- ・事業の運営により法人が得る効果について検証します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		職員数				
委託	事業名	支援員		その他		合計
		配置	内兼務	配置	内兼務	
国	障がい者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業)	4 ※1	0	2	2	7
県	障がい者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)	1	0			

※1 うち2名は他団体からの出向職員

3 サービス業務

- ・障害者就業・生活支援センター事業（国委託：雇用安定等事業 県委託：生活支援等事業）
- ・支援員を1名増加して事業団職員3名と他法人や企業からの出向職員2名の計5名とし、多様化する支援ニーズに対応して支援件数を10%（300件）増加させます。
- ・在職者の交流活動、求職者の交流活動、就労系福祉サービス事業所の交流活動や企業見学会などを行い、職場定着率や就職率の向上、事業所との連携強化につなげます。
- ・事業所内で就業支援や就労系福祉サービスに係る制度や支援技法などについて職員研修を行うと共に関係機関が行う外部研修にも積極的に参加して職員間の支援力の差を減らします。

4 管理業務

（1）施設運営

- ・年度途中でセンター事務所を県松本合同庁舎内から県旭町庁舎内に移転する予定です。スペースを拡大して相談や事務の環境を改善し、利用しやすい、働きやすい環境づくりを進めます。
- ・所長は他事業所と兼務し、支援業務から外れて管理業務のみを担当します。事業運営することにより事業団が得る効果について検証し、8年度以降の事業受託について事務局と検討します。

（2）公益的取り組み、地域貢献活動

- ・自立支援協議会など地域の会議に参加して地域の課題に取り組むとともに、法人や事業所との連携を強めてセンター運営に活かします。
- ・10月から始まる就労選択支援事業について関係機関と連携して支援体制づくりの準備を進めます。

（3）修繕、改修予定

- ・事務所移転に伴う経費（委託費内、主にリースで対応）

12. 松本児童家庭支援センター事業計画書

事業方針

児童家庭支援センター（以下「センター」という。）は、地域の児童の福祉に関する様々な問題についての相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、技術的助言その他必要な援助を行います。

- 1 地域の関係機関とも連携を取り、住民が相談しやすいように配慮します（訪問型）。
- 2 援助にあたっては、常に児童の最善の利益を図るよう努めます（アドボカシー）。
- 3 児童相談所とは、定期的な情報交換等の機会を設けるなど、常に連携を図ります（機関連携）。
- 4 長野県社会的養育推進計画（目標年度：令和11年度）の進捗状況に合わせ、関係機関とも連携しながら今後の事業展開を再確認していきます。

○実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数				
受託	事業名	定員	現員				年度 末目 標数	相談員等*1		その他*2		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
県	児童福祉事業							5		2	2	7

*1 相談員等には、相談を担当する職員（常勤2名、非常勤1名）と心理療法等を担当する職員（常勤1名、非常勤1名）が含まれる。

*2 職員数の「その他」欄には、管理者と経理を担当する職員が含まれる。

1 サービス業務

（1）提供するサービス

ア 相談援助

・児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、助言その他必要な援助を行います（目標として1900件以上/年間）。

特に、隣接する児童心理治療施設及び発達障がい情報・支援センターとも連携しながら、発達障がいに関連した相談に専門的に取り組みます。

イ 市町村支援

- ・市町村のニーズに応じ、要保護児童対策地域協議会（要対協）への参加を促進します。
- ・地域のニーズに応じ、乳幼児健診等のアフターフォロー事業に協力します。

ウ 在宅指導委託措置の受託

・児童相談所において、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及び家庭について、在宅指導委託措置を受託して指導を行います（目標として8件以上/年間）。

エ 里親支援

- ・里親及びファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を行います。

オ 関係機関との連携

・児童や家庭に対する援助を迅速かつ的確に行うため、児童相談所経験者（SV）を人員配置し、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、学校等の関係機関と

の連携・連絡調整を行います。

・隣接する児童心理治療施設「長野県松本あさひ学園」との連携を図り、地域貢献の一翼を担います。

(2) 児童福祉の向上に向けた地域への取り組み

ア 地域のニーズに応じ、子育て講座の開催や里親研修等、心理教育プログラムの提供を行います。

イ 地域協議会等に講師として派遣し、助言等のサポートを行います。

2 管理業務

(1) 人材育成（キャリアアップによる職場の活性化）

ア 内外の研修会に積極的に参加し、資質の向上と人材の育成に努めます。

イ 職務に関連した専門資格の取得を推進します（こども家庭ソーシャルワーカー）。

(2) 効率的・自立的な施設運営

ア 業務安定化、効率化への取り組み

(ア) 常勤相談員及び心理職員の複数配置により、児童相談所からの指導委託に対して、安定的に相談援助業務を実施します。

(イ) 要保護児童対策地域協議会に定例的に参加することで、市町村からの相談件数の増加を図ります。

(ウ) 児童相談所との定期的な連絡相談会に SV も含めて参加することで、指導委託ケースについての情報交換を密にし、強固な信頼関係を構築してゆきます。

イ 経費削減に向けた取り組み

(ア) 相談援助記録システムを効率的に利用することで、時間外勤務の削減を図ります。

(イ) WEB 会議を開催することや WEB 研修に参加することにより、時間的な効率化と交通旅費の削減を図ります。

(3) 安全に配慮した事業所運営

ア 個人情報の保護

事業団「個人情報保護規則」及び「特定個人情報等取扱要綱」を遵守し、個人情報の管理に努めます。

イ 緊急時等における援助体制の確保

夜間・休日・緊急時の対応が迅速かつ適切におこなわれるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、警察その他の関係機関等との連携・援助体制を確保します。

(4) 修繕、改修予定（100 万円以上）

・なし

〈上伊那ブロック〉事業計画書

1 ブロック運営方針

(1) 共生社会の実現

共生社会の実現を目指し、地域住民や各種団体、行政機関と良好な関係を築き、地域に信頼されるそれぞれの事業所を目指します。

(2) 多機能的視野での連携

ブロック内の事業所は連携し、主に上伊那圏域を事業範囲として障害福祉の充実に取り組みます。また、必要に応じて分野を越えたサービスの連携を図ります。

(3) 地域ニーズへの対応

地域ニーズ（課題や要望）を把握し、適切なサービスの展開について協議し、事業団として積極的に取り組めるよう提案します。

2 サービス業務

ブロック共通

- ・各事業所企画の研修について、ブロック内に参加を募り、ともに学ぶ機会とします。
- ・強度行動障がいへの支援については、西駒郷の取り組みを地域に還元し支援力の向上や地域での受入れが進むよう、管理者（所長）会でブロック体制等を検討し、実現に向けて関係機関と協議します。

3 管理業務

(1) ブロック共通

- ・管理者（所長）会を月1回開催し、上伊那ブロックの管理業務を行います。
- ・主事会（経理者担当者会）を月1回開催し、上伊那ブロック内の経理業務等の進捗、課題、改善策について議論・共有を行い、必要に応じ本部事務局に提案します。
- ・就労事業担当者会を年3回開催し、上伊那ブロック内の就労事業（「作業の場」だけでなく「成長の場」としての就労事業）の意義を共有し支える仕組みを拡充します。

(2) 上伊那北部ブロック共通

「虐待・身体拘束防止委員会」を年4回開催し、虐待防止・身体拘束の削減・廃止、人権擁護、職員の意識向上に努め、安全で適切なサービスの提供を行います。

13. ほっと上伊那事業計画書

1 事業方針

- ・安心安全な生活の提供を目標とします。住環境の整備を行います。
- ・適正な運営のための事業規模にするため収支バランスの取れた事業所経営を目指します。
- ・人材確保を安定的に図れるようにします。
- ・虐待防止・権利擁護・身体拘束に関する職員の意識向上を図り、より良い支援が行える職員集団を目指します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*1				
受託	事業名	定員	現員	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末目 標数	支援員		その他		合計
								配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	共同生活援助	106	100				101					
(2)	地域生活支援事業及び 基準該当事業							118		7	1	125

*1 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 共同生活援助

- ・病気や加齢により急に身体機能低下が進む利用者がみられ、介護保険や、医療的なケアが必要となったことから、長期入院により他施設の移行を検討する利用者が増えました。今後もそういった状況の変化やニーズに添った支援を考える必要が高まっています。安心、安全に過ごしていただくため、必要に応じ事業所内外の住み替えも含めた生活の場の検討を行い、関係機関との連携を図ります。
- ・人権擁護、虐待防止徹底のため虐待防止委員会や身体拘束等の適正化に向けた会議を定期的開催しその内容を周知すると共に、毎月の世話人会で利用者理解も含めた解り易いリーフレットを提示して繰り返し学習することで、これらの問題を自分事として意識してもらい、防止につなげる為の研修を実施します。
- ・感染症予防に努めながら、生活の質が保てるよう、少人数・個人活動での余暇活動や地域行事への参加、提供し利用者の楽しみの場を増やすとともに、自治会の再開等利用者の意見を尊重する主体的な活動を状況を見ながら支援します。

(2) 地域生活支援事業（移動支援）および基準該当事業（行動援護・居宅支援）

- ・通院、外出の付き添い等、個々のニーズに沿った支援を行い地域生活を支えます。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・人員配置体制加算が12：1から30：1となり、令和7年度には前年度比約20,000千円の減収が見込まれています。その一方で正職員の配置や世話人の採用が進んでおらず人員配置は短期間で

改善できない見込みであるため、再編検討委員会が中心となりグループホームの閉鎖等、職員体制の見直し、新規職員の採用等を進め、中長期的な視点で改善を図ります。《重》

- ・高齢化、重度化により他施設移行が検討されるケースが見られ、利用者は減少してきている一方です。今後の適正な事業規模や持続可能な事業方向について法人や上伊那北部ブロック等でも検討を続けます。
- ・老朽化が進み、災害想定区域にある1ホーム(みっかまちホーム)を閉鎖します。新規利用者の受け入れについて、今後の利用者の状況に沿って検討し進めます。《重》
- ・虐待防止・権利擁護、身体拘束に関する職員の意識向上を図るため、職員研修の実施・外部講師の招聘を行います。・虐待防止・権利擁護、身体拘束に関する職員の意識向上を図りより良い支援が行える職員集団を目指します。また、職員の勤務体制がシステム化・共有化が図れるか検討します。
- ・建物の老朽化に伴う修繕や物価高騰に対応するため、法人内で検討し、家賃、日用品費等の「利用者負担額」の見直しをおこないます。
- ・広告媒体など工夫し、世話人の確保に努めます。
- ・感染症罹患時、災害時等の事業継続計画 BCP を実情に合わせて更新し周知します。
- ・モバイルデータ通信を活用し職員間の情報共有を円滑にします。
- ・経営の安定化のため、事業内容の見直しを行います。また、上伊那北部ブロック全体でも「事業内容」「利用者のより良い生活・活動の場」について検討を行います。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・箕輪町法人連絡会(地域貢献を考える会)や、伊那市内の地区社協連絡会等に参加し地域連携や地域貢献に協力します。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・ホーム建物・設備等経年劣化などにより、複数個所で修繕が必要な事象が発生することが予想その経費も高額なものも出てきており、事業所の負担が大きくなってきている。
- ・ねむの花の普通浴槽について修繕を計画していますが、利用者の状況や予算状況から、適正な方法を更に検討し生活の質の向上が図れるように修繕を行います。《重》

14. 伊那ゆいま～る事業計画書

1 事業方針

- ・伊那ゆいま～るは、警察や銀行、商業施設が近隣に位置する便利な立地条件を生かしながら、利用者が、地域社会で自立した生活を営むための、就労機会の提供と生活支援を行います。
- ・利用者のニーズと特性に応じた「目標と支援方法」を個別に計画し、達成に向けて利用者や関係者と一緒に考えながら進めます（個別支援計画）。
- ・地域社会と協力し、私たち（利用者と職員）のできる事で貢献します。
- ・私たち（利用者と職員）がともに安心できる環境を整備し、成長と自立をし、共生社会の実現を図ります。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数※2				
受託	事業名	定員	現員 ※1				年度 末目標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	生活介護事業	20	19	0	9	10	19	14				
(2)	就労継続支援B型事業	20	28	0	2	26	28	(常勤換算 11.9)	0	5	2	19
(3)	特定相談事業		19				19					

※1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

※2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」「運転技師」「看護師」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 生活介護事業

- ・日常生活を支える介護支援サービス（食事・入浴・口腔衛生など）を提供し、生活の質を高めます。
- ・音楽、運動、創作、生産、余暇などの楽しい活動、やりがいのある活動を通じて、生活の充実につなげます。
- ・ボランティア、外部講師、地域社会との交流活動を行い、生活の充実につなげます。
- ・快適で衛生的な生活を支える入浴サービスを提供します。
- ・職員のスキルアップを継続的に図り、障害特性（特に自閉スペクトラム症を持つ利用者）に応じた、安心・安全な支援環境、支援体制を整え適切な対応を提供します。《重》

(2) 就労継続支援B型事業

- ・働くことを通じて利用者の能力を引き出し、社会参加を促進します。
- ・主な活動内容として、受託作業、自主製品の開発販売、施設外就労、清掃作業などを行います。
- ・新規案件の獲得と作業の効率化で目標工賃月平均15,000円を目指します。《重》
- ・職員のスキルアップを継続的に図り、障害特性に応じた適切な対応を提供します。

(3) 特定相談支援

- ・伊那ゆいま〜るの利用者が、希望する生活を送るために、必要な支援や解決すべき課題を一緒に考え計画を立て進めます。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・強度行動障がい者支援や施設外就労支援に必要な職員不足、スキル不足に対して、職場環境の改善、採用活動の強化、研修プログラムの導入（西駒郷との連携）を行います。《重》
- ・省エネ対策や補助金活用、生活介護事業の見直し、利用者確保のための活動を行い、収支バランスの改善を行います。《重》
- ・利用者満足度調査を実施し、改善点を検討します。
- ・地域社会と協力し、安定した基盤を確立し、持続可能な運営を進めます。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・中央区や近隣の学校、他事業所との連携を深め、障がい者支援の重要性を地域全体に広げます。
 - ・上記の地域社会関係者より意見をいただき、地域貢献活動を行い、地域における価値を発信します。《重》
- （文化祭や学校祭等のお祭り行事への参加・協力。地域住民・周辺の商業施設等・公的機関等へのアンケートなど）

(3) 修繕、改修予定（100 万円以上）

- ・生活介護事業：収支バランスを整えるための入浴支援の見直し
大入浴室の使用中止に伴い、小入浴室に車いす入浴を可能とする改修を行います。（リフトイスの購入）
- ・送迎事業：公用車老朽化に伴うリース

15. ほっとジョイブ事業計画書

1 事業方針

- ・利用者の未来を見据えながら、社会の一員として充実した日々を送れるよう支援します。
- ・職員の資質の向上を目指す取り組みを行います。
- ・地元ならではの製品作りや活動を提供し、利用者、職員共にモチベーションアップを目指します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度 末目標数	支援員*3		その他*4		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	生活介護事業	20	22	0	8	14	23	16	2	3	1	19
(2)	就労継続支援B型事業	20	26	0	10	16	26					
(3)	短期入所(単独型)	4										
(4)	特定相談		36		15	21	36					

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 生活介護事業

- ・利用者のニーズや障がい特性、心身の状態、年齢や体力に合わせ、一人ひとりが意欲的に取り組める活動を提供します。また、身体機能や体力の低下を防ぎ、活力ある日々を送れるようPT、看護師と連携し軽運動やリハビリに継続的に取り組みます。
- ・必要と思われるケースについて、介護保険事業所との連携や情報共有を行います。
- ・生活介護であっても働く意欲を持つ利用者には、生産活動（部品組付け・自主生産品制作・パン移動販売等）に参加し、充実感を得られるよう支援します。対価として本人支給金を年2回支給します。

(2) 就労継続支援B型事業

- ・利用者個々の障がい特性や健康面、個性に配慮しながら、社会の一員としての自覚を持ち、達成感や充実感を感じて作業に取り組むことができる環境を提供します。
- ・ステップアップを希望する利用者には、個別に必要な支援を提供します。
- ・上伊那北部ブロック他事業所と連携し、生産活動の安定化や作業の継続的、効率的受託、新規販売・受託作業の開拓を図ります。また、地元企業や団体と協力し、地元に根差した製品作りを行い、目標工賃月平均25,000円（昨年度21,400円）を目指します。

(3) 短期入所事業

- ・昨年度は実施することができませんでしたが、本年度は人員を確保し、段階的に再開していきます。

（４）特定相談支援事業

- ・関係者、関係機関と密に連携し、利用者自らが意思決定をし、必要な支援や環境等を選択できるように支援します。

4 管理業務

（１）施設運営

ア 業務安定、効率化への取り組み

- ・職員の資質、支援力の向上を図るため、外部研修に参加する機会を増やします。また、支援や個別支援計画作成等に関する勉強会を計画し、上伊那北部ブロック他事業所にも参加を呼びかけ、交流を図ります。《重》
- ・高齢利用者の心身の状態について把握し、市町村障がい福祉担当、地域包括支援センター、ケアマネージャーや介護保険事業者等と密に連携を行い、本人の意思を尊重しながら、介護保険への橋渡しを行います。《重》
- ・計画的な利用希望者の確保、受け入れにより、運営や経営の安定化、効率化を図ります。また、日々の業務や物価高騰の推移に注視し、ランニングコスト縮減、経費削減を図りながらも、サービスや製品の質の向上を目指し検討、対策を講じます。
- ・SNS（インスタグラム）を活用し、パン、バウムクーヘン製品や作業風景の紹介、イベント出店情報、また行事や日々の活動の様子を多くの人に伝え、店舗来店者の増加、ほっとジョイブが提供するサービスのイメージ向上を目指し情報発信をしていきます。但し利用者のプライバシーの侵害には細心の注意を払います。
- ・年１回、利用者、保護者家族への満足度調査、顧客ニーズ把握や製品品質の向上に努めるため、消費者対象に顧客満足度調査を行います。調査結果は検証、分析し、業務への反映、サービスの質向上を図ります。また広報誌「ジョイブ通信」に掲載し公表します。

イ安全に配慮した事業所運営

- ・引き続き基本的な感染防止対策、衛生管理を継続し、利用者・職員の心身の健康を維持できるように努めます。また、関係機関、地域と連携を図りながら、安全安心な管理を行います。
- ・消費者・利用者への権利侵害や不適切な支援（行為）を行わないことを徹底することを前提に、「カスタマーハラスメント」について情報収集し、法人として検証していきます。《新》

（２）公益的取り組み、地域貢献活動

- ・地元企業、団体等と協力し、地元ならではの特徴ある自主生産品作りを進め、地域を盛り上げる一助を担います。《新》

- ・ 地域の子ども食堂へのパン寄付を継続します。また、自治体や様々なジャンルの事業所、ボランティア団体と連携、情報収集を行い、積極的に地域貢献を行います。

(3) 修繕、改修予定 (100 万円以上)

- ・ なし

16. 辰野町障がい者就労支援センター事業計画書

1 事業方針

- ・ 自主生産品（麺製造・販売）や受託作業（軽作業・施設外就労）をとおして、誰でも出番をより実感できる事業所を目指します。
- ・ 就労場面をとおして、利用者の能力を最大限発揮し、その人らしい生活が送れるよう、人権に配慮した活動をとおして、障がい者理解の促進にも努めます。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度 末目標数	支援員		その他		合計
				施設 入所	G H	在宅 等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	就労継続支援 B 型	20	25		1	24	26	7	1	1	1	8
(2)	指定特定相談支援		22									

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 就労継続支援 B 型事業

- ・ 製麺班では、地元の認知度向上のために、辰野町産業振興課等の協力をえながら、地元の短大、企業を対象に新規開拓・定着を図ります。《新》
- ・ 辰野町地域福祉センター改修を見据え、軽作業班の受託作業の見直しを行います。納受品の効率化や作業スペースの構造化を図るため、地元企業を中心に開拓しながら、コンパクトで単価のいい新たな作業種の導入を行ないます。《重》
- ・ 平均工賃 25,000 円（昨年度 22,000）を目指します。
- ・ 「ぬくもり号」後継者づくりに伴い、業務の簡素化等継承しやすい方法を検討・実行します。

(2) 指定特定相談支援事業

- ・ 基本的には当事業所利用者の計画相談を担っていることから、個別支援計画と連動させながら意思決定支援を実践します。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ア 辰野町障がい者就労支援センターと辰野町地域活動支援センターを統括する正規職員 1 名の配置を継続し、利用者の就労に対するモチベーションのアップや潜在能力の開発に寄与できるよう、連携を強化します。
- イ 製麺班、軽作業班を統括する正規職員 1 名配置を継続し、就労継続支援 B 型事業所として、職員の協力体制を強化します。製麺製造販売の商品開発や納品先の取捨選択、効率的な運用に努め、利用者支援を強化します。
- ウ 業務継続計画（BCP）については、より実態に即していくため、定期的な見直しをしていき

ます。

エ 利用者・家族の意向を把握し提供するサービスの質の向上を図るために、「満足度調査」を実施し、施設運営の見直しを図ります。

- ・上伊那北部ブロック虐待防止・身体拘束適正化委員会を機能させ、利用者の人権尊重および人権擁護を基軸とした意識啓発を図り、虐待防止を推進します。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・併設する地域活動支援センターと事業連携を図りながら、利用者の実情に応じた受け皿づくりについて柔軟に対応し、幅広い利用者の受け入れを目指します。(相互利用の促進等)

- ・納受品、移動販売車等で活躍する利用者の姿を通して、福祉事業への理解と共感の啓発を促します。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・なし

17. 辰野町地域活動支援センター事業計画書

1 事業方針

- ・地域活動支援センターの知的障がい者中心の活動から精神障がい者も含めた活動内容を再検討しつつ、地域で暮らす障がい者等の心地よい居場所の提供と幅広い受け皿となれるようなサービス事業所を目指します。
- ・多様なサービス提供や辰野町保健福祉課との連携により、利用率のアップを図ります。
- ・地域主催の行事や地域の中での活動場面をとおして、地域住民としての理解を促進します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*2				
受託	事業名	定員	現員 *1	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末目 標数	支援員		その他		合計
								配 置	内兼務	配 置	内兼務	
(1)	地域活動支援センター	20	9		2	7	10	3	1	2	2	5

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

- ・居場所の提供 「ふらっと立ち寄ったり」「今日はお先に」といった柔軟な利用ができ、いつでも、誰でも、どんな形でも、利用者がホッとできる居場所作りの提供に努めます。
- ・創作活動の提供 絵画、手工芸などの制作を行い、作品展への出品や町内外の公共施設や喫茶店等に展示の場を設け、センター活動の発信と地域理解の啓発を目指します。
- ・生産活動の提供 花の苗づくりやオーナーりんご園活動等での収穫物の販売を行います。また、アルミ缶回収やウエスを企業に納品する等で得た収益を、工賃として利用者に還元します。
- ・余暇活動の提供 「おはなしの会」、「陶芸教室」、「映画鑑賞会」《新》等、外部ボランティアの協力を得ながら余暇活動の充実を図ります。また、カラオケやドライブ外出などを定期的に実施し、活動日課にアクセントを持たせます。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・利用率50%を目標とします。辰野町保健師との連携を強化しながら、「つぼみの会」「夢の会」等引きこもりがちな方へのアプローチをし、新規利用へとつなぎます。《新》

(2) 公益的取り組み 地域貢献活動

- ・併設する障がい者就労支援センターと事業連携を図りながら、利用者の実情に応じた受け皿づくりについて柔軟に対応し、幅広い利用者の受け入れを目指します。（相互利用の促進等）
- ・辰野町役場ホールを利用し、地域活動支援センターの活動の紹介の機会を作ります。《新》

- ・辰野町社会福祉協議会、豊南短期大学、小中高等学校関係等とのコラボによる「ほたるの里音楽祭」の充実《重》やJR「宮木駅」の清掃活動を行います。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・なし

〈上伊那ブロック〉事業計画書

1 ブロック運営方針

(1) 共生社会の実現

共生社会の実現を目指し、地域住民や各種団体、行政機関と良好な関係を築き、地域に信頼されるそれぞれの事業所を目指します。

(2) 多機能的視野での連携

ブロック内の事業所は連携し、主に上伊那圏域を事業範囲として障害福祉の充実に取り組みます。また、必要に応じて分野を越えたサービスの連携を図ります。

(3) 地域ニーズへの対応

地域ニーズ（課題や要望）を把握し、適切なサービスの展開について協議し、事業団として積極的に取り組めるよう提案します。

2 サービス業務

(1) ブロック共通

- ・各事業所企画の研修について、ブロック内に参加を募り、ともに学ぶ機会とします。
- ・強度行動障がいへの支援については、西駒郷の取り組みを地域に還元し支援力の向上や地域での受入れが進むよう、管理者（所長）会でブロック体制等を検討し、実現に向けて関係機関と協議します。

3 管理業務

ブロック共通

- ・管理者（所長）会を月1回開催し、上伊那ブロックの管理業務を行います。
- ・主事会（経理者担当者会）を月1回開催し、上伊那ブロック内の経理業務等の進捗、課題、改善策について議論・共有を行い、必要に応じ本部事務局に提案します。
- ・就労事業担当者会を年3回開催し、上伊那ブロック内の就労事業（「作業の場」だけでなく「成長の場」としての就労事業）の意義を共有し支える仕組みを拡充します。

18. 長野県西駒郷事業計画書

1 事業方針

- ・利用者本位の質の高いサービス提供に努めます。
- ・共生社会の実現に向けた地域の仕組みづくりを他団体と連携して推進します。
- ・職員個々人の質の向上と働きがいのある職場を目指します。
- ・効率的で効果的な経営を目指します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数				
受託	事業名	定員	現員 *1				年度末 目標数	支援員		その他*2		合計
				施設入所	G H	在宅等		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
駒ヶ根支援事業部	施設入所支援	90	82				90	158		13		171
	短期入所(併設型)	5	—				—					
	短期入所(空床型)	—	—				—					
	生活介護	130	123	79	31	13	132					
	生活訓練 *休止申請中	10	0				0					
	就労継続支援 A 型	20	10	0	2	8	10					
	自立生活援助事業	—	実数				—					
	特定・一般相談	—	190				190					
宮田支援事業部	就労継続支援B型	34	37	3	22	12	34					
	就労移行支援	6	1			1	1					

*1 利用者欄の現員の内訳（施設入所、GH、在宅等）は日中活動利用者の内訳。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」「庁舎管理」「運転技師」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 提供するサービス

ア 施設入所支援事業

- (ア) 強度行動障がい者専用棟「すずらん」において安定的な支援提供ができる体制を整えます。入居予定者4人の入居後、5人目の受入を検討し年度内に実施します。《重》
- (イ) すずらん棟入居者についてはアセスメントに基づいた支援計画書・手順書を作成し一人ひとりが見通しをもって安定した過ごし方を確立できることを目的とします。《重》
- (ウ) 本人の希望（のぞむ暮らし）に沿ったかたちで一人ひとりのより豊かな生活につながるよう、それぞれの意思に基づく余暇や楽しみ、活動を充実するようにします。

イ 短期入所事業

併設型の増床（すみれ3、すずらん2）、入所棟の空床を活用し、地域や県内、また緊急性のあるニーズに応えセーフティネット機能の役割を果たします。すずらんの2床については、地域や県内からのニーズを整理し、必要な人が利用できるよう希望を調整し受け入れます。

ウ 生活介護事業

(ア) アート活動の作品の出展（レンタル含む）、販売、二次利用を通じて利用者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流を促進するとともに、当法人が受託して運営する「ザワメキサポートセンター（長野県障がい者芸術文化活動センター）」と連携し、利益還元を含めた付加価値が高まるよう企業を含めた新たな連携を進めます。

(イ) 4つの機能（運動、栄養、口腔、社会・心理）が低下するフレイル防止のため、入所と日中活動を交えた多職種が連携し運動や口腔ケア研修などの予防活動を行います。

エ 就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業

今後の事業展開について法人の検討に参加し具体案を提案します。サービス変更希望者については相談等関係者と連携し不安のないよう計画的に進めていきます。

目標工賃は月平均就労継続支援 A 型が 93,000 円（昨年度 87,300 円）、就労継続支援 B 型が 22,000 円（昨年度 20,000 円）を目指します。

オ 就労移行支援事業

新たに 2 人の利用者に対しサービスを開始し、企業見学や関係機関と連携し職場実習を行い 1 人以上の一般就労を目指します。

カ 相談支援事業

(ア) 高齢化・重度化等により現行の支援での対応が難しい事例が増加しているため、介護保険との併用やより安心した暮らしができる施設への移行等が進むよう各分野の関係者との連携をさらに深めていくようにします。

(イ) 地域で安心して暮らす上で必要な資源（サービス）との橋渡し役となり、それぞれの自律やエンパワメントを支える関係性構築のサポートを行います。（地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助）

(2) その他

ア 併設型短期入所を含め実施している自活訓練棟の活用を再検討し方向性を定めます。

イ 福祉サービス第三者評価事業を本年度は宮田支援事業部が受審します。

4 管理業務

(1) 施設運営

ア 生活介護（駒ヶ根支援事業部）の定員を 125 人から 130 人に変更します。

イ すずらん棟の利用調整や効果的な運用等の助言・評価を行う外部委員を委嘱します。

ウ 人材育成

(ア) 外部コンサルタントの指導の下、実践と併行した強度行動障がい者支援研修を行います。

加えて、すずらん棟の支援現場の機能強化を含めたコンサルテーションを依頼します。

(イ) e ラーニングを試行的に導入し効率よく知識やスキルを習得できる機会を設けます。

エ 人材不足等の喫緊な課題解決のため、効率的で効果的な支援体制への見直しと働きやすい職場環境づくりに向けた所内検討会（プロジェクト）を設置し具体的な協議を行います。《新》

オ 地震や風水害等に対応する BCP の実効性の強化のために教育・研修・訓練を行うとともに有事の際の対応手順を具体化し、防災備品・備蓄品の整備を進めます。

カ 業務の効率化と労働時間の適正管理を目的に、他事業所の導入モデルを参考に勤怠管理システムの導入を検討し具体化を進めます《新》

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ア 作品の販売や二次利用の取り組みの効果が、アトリエ「風と太陽」や地域で行うワークショップ、展示会でみられるよう情報発信し関係者とのネットワークをさらに構築します。
- イ 自立支援協議会と共催で開催している実践報告会を地域の支援者の事例を加え、より多くの関係者に発信できるよう進めます。合わせてすずらん棟の取り組みを理解してもらうよう、行動障害支援アドバイザーが事業所や地域に出向き実践報告する機会を設けます。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ア 電話交換機更新工事、さくらペレットボイラー修繕工事 (県指定修繕)
- イ ひまわり棟洗濯機及びさくら棟乾燥機更新(県事業)

19. 上伊那圏域障がい者総合支援センター事業計画書

1 事業方針

- ・障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、相談等の支援を行います。
- ・地域の相談事業所への専門的な助言および人材育成を行います。
- ・障がい者の重度化・高齢化・親亡き後を見据え、地域全体で支える体制を構築します。
- ・障がい者の雇用促進及び定着のため、障がい者及び雇用事業主に対する支援を行います。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		職員数（短時間労働者を含む）＊1				
受託	事業名	支援員		その他		合計
		配 置	内兼務	配 置	内兼務	
市町村	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業	8		2		17
市町村	地域生活支援拠点等整備事業					
市町村	退院支援体制確保事業					
	指定一般相談支援事業 指定特定・障害児相談支援事業					
県	障がい児等療育支援事業	2		2		17
県	発達障がいサポート・マネージャー整備事業	1				
県	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）	1				
国	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）	3				

＊1 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

（1）障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援を市町村・相談支援事業者と連携して行います。

（2）基幹相談支援センター等機能強化事業

- ・地域の相談支援機能強化の研修会を実施し、人材育成を図ります。また、上伊那圏域地域自立支援協議会事務局を担い、圏域課題の解決に向けた協議を行います。活動内容についてはHPや広報紙を活用し、地域に発信します。

（3）地域生活支援拠点等整備事業

- ・上伊那圏域の理念である「いずれ入所ではなく、地域で暮らし続けるために」を目指し、緊急対応登録者台帳の更新（1回/年）及び、社会資源の開拓により地域生活を支える体制整備をします。

(4) 退院支援体制確保事業

- ・精神障がい者の入院中から医療機関と連携し、退院支援を実施します。指定一般相談事業と連動し、地域移行と地域定着支援を推進します。

(5) 指定特定・障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業

- ・障がい福祉サービスの利用開始までに多くの時間を要する場合等に対応し、その後は地域の事業者につなげていきます。

(6) 障がい児等療育支援事業

- ・療育コーディネーターを配置し、障がい児の地域での生活を支えるため、巡回相談を実施します。また、専門職を雇上げ巡回支援を行います。
- ・支援体制の充実のため、関係機関との協議や研修会を実施します。

(7) 発達障がいサポート・マネージャー整備事業

- ・発達障がいサポート・マネージャーを配置し、全年代、全分野における発達障がい児・者の支援者に対し、総合的な助言や必要な支援への橋渡しを行います。

(8) 障害者就業・生活支援センター事業

- ・障がい者からの相談に応じ、就業及び日常生活に対する支援を行います。また、事業主に対し、就職後の雇用管理に係る助言等を行います。
- ・地域の就労支援力の底上げのためのネットワークを形成し運営します。(4回/年)
- ・職場定着及び就労促進のため、在職者交流会・ピアサポート活動等を実施します。(3回/年)

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・障がい者総合支援センター及び基幹相談支援センターとして、総合的・専門的な相談及び地域の相談支援体制強化を担っています。支援ニーズが増加かつ複雑化する中で、地域の支援力維持について検討します。
- ・虐待防止委員会(4回/年)を中心に、虐待防止に向けた取組をします。
- ・各種研修への参加と、所独自のきらりあ研修(1回/月)により職員のキャリア形成を図ります。《重》

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動

- ・業務の遂行が地域貢献であると認識しています。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・なし

20. 長野県障がい者福祉センター事業計画書

1 事業方針

- ・スポーツ、レクリエーション、文化活動、各種研修会等をととして、障がいのある人の健康増進と社会参加の一層の促進を図ります。
- ・身近な場所で、障がいのある人・ない人の枠をこえたスポーツ・文化活動ができる地域づくりを進めます。
- ・県的拠点施設および4地域に設置したサテライトを活用し、県内全域での支援体制の充実ならび質の高いサービスの提供を図ります。
- ・必要な施設・機器の修繕等を行い、安心して利用できる施設運営および効率的な運営を図ります。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別		利用者数						職員数*1				
受託	事業名	定員	現員	施設 入所	G H	在宅 等	年度 末日 標数	指導員		その他		合計
								配 置	内兼務	配 置	内兼務	
指定 管理	長野県障がい者福祉セ ンター事業							21		10		31

*1 指導員に看護師1名を含む。

*2 職員数の「その他」欄には、「管理者」「事務員」等利用者支援に直接係らない職員が含まれる。

3 サービス業務

(1) 文化事業

ア 県内巡回による芸術作品展

障がい者文化芸術祭の入選作品をより多くの方に鑑賞して頂くため、県内4地域において巡回展を開催します。これと併せて、巡回地域の福祉施設・病院や団体等と連携し、中信地域（上松町）においては「木曽地域ボーダレスアート展」、南信地域（駒ヶ根市）では「南信地域ぽかぽかアート展」、北信地域（長野市）では「北信地域ふっくらアート展」、東信地域（上田市）において「東信地域きらきらアート展」を開催します。

イ 文化教室の内容の見直し

利用者の新規開拓に繋げるため、「俳句教室」「スマホでカメラ教室」「アートセラピー教室」を新たに開講します。特に「俳句教室」「スマホでカメラ教室」については、文芸祭の各該当部門への出品にも繋げていきます。《重点》

ウ ザワメキサポートセンターとの連携

当法人が受託して運営する「ザワメキサポートセンター（長野県障がい者芸術文化活動支援センター）」と連携し、情報共有を進めることによって活動のすそ野を広げ、文化事業の充実を図ります。

(2) スポーツ事業

個々の障がいに応じた様々なスポーツ・運動プログラムを提供するとともに、身近な場所でスポーツができるよう、県および市町村・地域・スポーツ・福祉・医療・教育の関係機関と連携して環境づくりを進めます。

ア サンアップル

(ア) スポーツ・運動教室

年間を3期に分けて障がい別、種目別に開催します。

(定期10教室 通年又は半期5教室 自由運動参加プログラム5)

(イ) 大会・イベント

競技団体（一般、パラ）総合型地域スポーツクラブ及びボランティアの協力を得て、交流型イベントおよび競技性を重視した大会を開催します。今年度から初心者を中心とした水泳記録会を開催し、サンアップル水泳大会・県障害者スポーツ大会へのステップアップとし、愛好者・利用者の拡大を狙います。

イ サンスポート

県内4地域のサンスポートでは、定期教室、出張スポーツ教室、地域体育施設開放事業等を実施します。また、大会、交流型イベントを開催します。

(ながの)：イベント1、定期教室1教室を開催、WEBでの運動教室を実施

(駒ヶ根)：看護大学のプールを活用した水泳事業を中心に実施

(まつもと、佐久)：定期教室3～5教室を開催、派遣事業として指導者や支援者等に対してパラスポーツの指導・支援方法について講習・助言を行います。

ウ 地域連携事業

スポーツ団体や行政が主催するパラスポーツ事業が実施できるようにサンスポートが培った事業運営・内容等のノウハウを活かし、障がいのある方が生涯を通じて身近な場所でパラスポーツができる環境を地域に増やしていくことを進めます。既に実施している団体へは事業実施を目指す団体のモデルケースとなるように支援を継続します。《重点》

(3) 事業・利用促進を目指した広報活動

ホームページ等を活用した情報発信の強化

インターネットの普及に伴い、紙での配布から、ホームページ、LINEでの発信に段階的に切り替えペーパーレス化を図ると共に、事業案内の迅速化、効率的な情報提供を行います。

4 管理業務

(1) 人材育成

質の高いサービスを提供するため、業務知識習得のための職場研修や外部主催の研修会参加による職員の能力開発、知識・技術の向上を図ります。

(2) 効率的・自立的な施設運営

業務分担の見直しや施設利用内規の見直しを行い、職員自らの経営感覚を養い、各種契約の見直し等による経費節減と、事業の参加において一部受益者負担とすることにより収入確保に努めます。サービス評価委員や顧客満足度調査等の利用者の意見を活用しながら、運営改善に努め、利用者の満足度の向上を図ります。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

指定修繕 吸収冷温水機改修工事 7,208 千円

他に県の直接契約で中央監視装置の更新工事が予定されています。

2 1. 泉平ハイツ事業計画書

1 事業方針

日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者が安心安楽な生活を送れるよう時代に即応した介護サービスを提供します。

○安心安全な環境で良質な介護サービスを提供します。

○ICTの活用等による介護サービスの効率的な提供と働きやすい職場環境づくりを推進します。

○住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

○介護人材の確保と自ら考え行動できる人材の育成に努めます。

○地域資源の円滑な活用と地域ニーズへの貢献活動を推進します。

2 実施事業及び職員体制

令和7年4月1日見込（単位：人）

事業種別	利用者数		職員数*1				
	定員	現員	介護員	看護職員	調理員	その他*2	合計
介護老人福祉施設	74	74	43	6	11	9	99
短期入所生活介護	16	12～16/日					
通所介護	25	10～18/日	6	2	1	0	
認知症対応型共同生活介護	18	18	19	0	0	1	
指定居宅介護支援事業	44	44	1	0	0	0	

*1 職員数には非常勤職員を含む

*2 その他は、事務、洗濯、庁務に係る職員

3 サービス業務

（1）入浴環境整備事業＜特別養護老人ホーム＞

平成26年に更新した特殊浴槽は、腐食によるトラブルで使用できないことが度々発生し、利用者に不便を掛けるとともに、修繕費も増加しています。また、一般浴槽の利用が少なくなっていることから一般浴槽の撤去や腐食の原因の一つである換気対策など入浴環境を整備し、機器トラブルによる入浴できない日を無くします。

（2）利用率向上事業＜特別養護老人ホーム＞

退所後の新規入所者の入所までの空床期間が長くなり、利用率が低迷し介護報酬収入が減少しています。空床が発生した際に、早急に調整業務を行えるよう適切な待機者管理を行うとともに、管理者、現場リーダー等とのコミュニケーションを取り情報の共有化を図ります。また地域の医療機関や高齢者施設、居宅介護支援専門員等と連携し情報共有を図りながら、新規申込者の掘り起こしを行い、利用率を94%以上（70名以上）とします。

（3）稼働率安定化事業＜ショート＞

施設入所等により定期利用者が減少することがあります。在宅に近い環境や身体を動かす機会を増やすなど在宅生活が継続できるよう身体機能の維持に向けたサービスを提供するとともに、居宅ケアマネとの連携、信頼関係を築き、新規利用の獲得を目指し、利用率を85%以上とします。

（4）新規利用者獲得事業＜デイサービス＞

利用者の施設への入所、感染症による利用自粛や多くの競合他社の存在などにより利用者が低迷

しています。サービス内容について、利用者、お試された方、家族、居宅介護支援事業所職員からの意見聴取やデイ会議での協議により、随時見直しし、安心して楽しく利用できるような充実を図るとともに、豊野ふれあい祭等イベントでのチラシの配布などPR活動を行い、利用者数を1日平均15人以上とします。

(5) 安全で快適な暮らしの場提供事業<グループホーム>

利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護計画(認知症対応型共同生活介護計画)や日々の様子やケアの実践・結果、気づきなど介護支援ソフト(個別記録)に記入された情報を共有しながら実践や介護計画を見直しするとともに、認知症ケアの専門性を活かしたチームケアに取り組みます。

(6) 多職種との連携強化事業<居宅介護支援事業所>

85歳以上の高齢者の増加等を見据え、地域医療構想が進められており、今後、住み慣れた地域で連携し合える体制の整備が求められています。医療行為が必要な利用者が安心して介護サービスを利用できるよう主治医や訪問看護と連携し、ケアプランの作成、見直しを行い、各サービス事業所も安心して受け入れができるように情報を共有します。

4 管理業務

(1) 施設運営

- ・ 高齢者虐待防止を徹底するため、倫理意識の向上を図るなど再発防止策を実施するとともに、虐待の芽となる「不適切ケア」のない介護環境の整備に取り組みます。
- ・ 利用者が安全安心に暮らせるよう施設内のリスクを最小限とするため、ヒヤリハット事故報告書を積極的に活用し、原因分析、事故対策を速やかに行うなどリスクマネジメントを強化します。
- ・ 介護人材を確保し職員不足を解消するため、介護福祉士養成校等の実習生の積極的な受け入れや介護助手など多様な働き方、柔軟な勤務形態による就労がしやすい環境整備を行うとともに、外国人介護人材の受け入れを検討します。
- ・ 障がい福祉及び介護に関する知識や技術を共有し人事交流が図られるよう、長野ブロックとの研修(実習)を実施します。

(2) 公益的取り組み、地域貢献活動等

- ・ 認知症サポーター講座等の開催を通じて地域における認知症の理解に向けた普及啓発に努めるとともに、高齢者介護に係る専門性を地域イベントへの参加等を通じて地域に還元します。
- ・ 地域の行事や清掃活動に積極的に参加するとともに、ボランティアの受け入れや地域の方を施設行事に招待して交流を図ります。
- ・ 職業体験やボランティア活動の場として地域の中学生等を受け入れるなど交流を図ります。
- ・ 住民自治協議会等と連携し、交通手段がなく地域イベントに参加できない地域の方の送迎を行います。

(3) 修繕、改修予定(100万円以上)

- ・ 特殊浴槽(平成26年設置)の更新及び浴室改修工事<特別養護老人ホーム>